

第1章 計画策定の趣旨と背景

第1章

計画策定の趣旨と背景

藤沢市では、1990年（平成2年）に、「ふじさわ女性行動計画」を策定、2001年（平成13年）には、女性行動計画の理念や「男女共同参画社会基本法」の理念を尊重して、「ふじさわ男女共同参画プラン2010」を策定しました。

その後、2011年（平成23年）には、「男女で共に創ろう豊かなまち“ふじさわ”」の実現をめざし、社会のあらゆる場面で男女が対等に参画し、生涯を通じてそれぞれが自立した豊かな生活と自己実現を図ることができる男女共同参画社会を形成していく上での基本計画として「ふじさわ男女共同参画プラン2020」が策定されました。

「ふじさわ男女共同参画プラン2020」は、2011年度（平成23年度）から2020年度（令和2年度）までの10年間を目標年次としており、この間を前期・後期に分け、2016年（平成28年）3月に、東日本大震災、女性活躍推進法の成立、DV・ストーカー被害等の増加といった社会情勢の変化などに対応するため、改定を行っています。

しかしながら、こうした改定以降も、私たちを取り巻く環境においては、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣習・社会制度は依然として根強く残っているとともに、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）といった多様な性への尊重と理解、あるいは、増加するDV・虐待の防止等、困難を抱えた人たちが安心して暮らせる社会づくりが求められています。また、この間、SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標の一つであるジェンダー平等の達成に向け、多様な主体による積極的な取組や働きかけがある一方で、2019年（令和元年）12月以降発生が報告された新型コロナウイルスの脅威は、私たちが暮らす社会や人々の行動、今後のまちづくりに大きな影響を及ぼしています。

この計画は、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」に掲げている課題や施策の方向性について、各種法令の制定及び改正、自治体を取り巻く社会情勢等、時代の変遷を踏まえるとともに、これまでのPDCAサイクルによる進捗管理や「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」〔2019年（平成31年）3月〕などを踏まえ、“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）”の視点に基づき、向こう10年間、2030年（令和12年）を目標年次とするものです。

◇インクルーシブ藤沢◇

2021年度（令和3年度）から始まる「藤沢市市政運営の総合指針2024～2040年に向けた持続可能なまちづくりへの転換～」の中では、3つのまちづくりコンセプト（めざすべきまちの姿の明確化）として、「1 藤沢らしさを未来につなぐ持続可能な元気なまち（サステナブル藤沢）」「2 共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）」「3 最先端テクノロジーを活用した安全安心で暮らしやすいまち（スマート藤沢）」が示されています。

1 法律の施行・改正

(1) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）」の公布・施行〔2018年（平成30年）5月〕

多様な国民の意見が政策立案や決定に的確に反映されるために、政治分野における男女共同参画が重要となるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした法律が公布・施行されました。

基本原則

- ① 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざして行われるものとする。
- ② 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
- ③ 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

(2) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」の施行〔2019年（平成31年）4月〕

働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する“働き方改革”を総合的に推進するため、各種法律の改正が行われました。「労働基準法」、「労働安全衛生法」においては、長時間労働の是正が、また、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）」、「労働契約法」、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）」では、同一企業内における正社員とパートタイム労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、不合理な待遇差を解消するための規定の整備や労働者に対する説明義務の強化が図られています。

(3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」等の改正〔2019年（令和元年）6月〕

2015年（平成27年）9月に、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために法律が施行され、都道府県や市町村は、当該区域内における女性の職業生活における活躍の推進に向け、国が策定した基本方針等を勘案して、推進計画を策定するよう努めることとされました。また、国や地方公共団体、一部の民間事業主に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出・公表等が義務付けられました。

2019年（令和元年）6月には、仕事と家庭生活の両立や諸外国と比べて低水準にある女性管理職比率などの課題を踏まえ、女性の職業生活における活躍をさらに推進することが必要であることから、基本方針の変更があり、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表への追記、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定への追記、中小企業における行動計画の策定の促進への追記がなされました。

また、「女性活躍推進法」のほか、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」において、パワーハラスメント防止対策の法制化が図られるとともに、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止対策の強化につながる措置が示されました。

(4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正〔2019年（令和元年）6月〕

2001年（平成13年）10月に、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため法律が施行されました。

2019年（令和元年）6月には、児童虐待防止対策及び配偶者等からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確化されました。

2

国や県の動向

(1) 【県】「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」の策定
〔2018年（平成30年）3月〕

「男女共同参画社会基本法」第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画です。「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」は、未だに低調な政策・方針決定過程への女性の参画状況や、結婚や出産に伴う女性の就業継続の難しさ、長時間労働を前提とした働き方、高齢単身女性や母子世帯の貧困などのさまざまな課題や社会環境の変化を踏まえ、女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向け、より実効性のある取組を行うため、2018年（平成30年）3月に策定されました。

【基本目標】 ともに生きる社会、ともに参画する社会へ

【基本理念】

- | | |
|---------------|---------------------|
| I 人権の尊重 | III ワーク・ライフ・バランスの実現 |
| II あらゆる分野への参画 | IV 固定的性別役割分担意識の解消 |

(2) 【国】「婦人保護事業の運用面における見直し方針」（厚生労働省）の検討
〔2019年（令和元年）6月〕

婦人保護事業は、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障がい等、さまざまな困難を複合的に抱える女性の支援を行っており、2018年（平成30年）からは、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、新たな制度の構築に向けて、検討が進められています。その際、地方自治体に対しては、相談から心身の健康の回復や自立支援に至るまで、すべての過程における支援が、より当事者本位なものとなるよう、必要な対応を行うとされています。

見直し方針

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ● 他法他施策優先の取扱いの見直し | ● SNSを活用した相談体制の充実 |
| ● 一時保護委託の対象拡大と積極的活用 | ● 一時保護解除後のフォローアップ体制等の拡充 |
| ● 婦人保護施設の周知・理解、利用促進 | ● 児童相談所との連携強化等 |
| ● 携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直し | ● 婦人保護事業実施要領の見直し |
| ● 広域的な連携・民間支援団体との連携強化 | ● 母子生活支援施設の活用促進 |

(3)【国】「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の策定〔2020年（令和2年）5月〕

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害において、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題を踏まえ、2020年（令和2年）5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府男女共同参画局)が策定されました。

女性の視点の重要性は、第3回国連防災世界会議〔2015年（平成27年）3月：仙台市〕の成果文書である「仙台防災枠組2015-2030」においても確認され、防災・復興に関する取組の基本的な考え方の一つとして世界的に共有されていますが、このガイドラインは、国の「防災基本計画」「男女共同参画基本計画」「避難所運営ガイドライン」等において、防災に関する政策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画の拡大や、指定避難所の運営における女性の参画の推進等について定められていることを踏まえ、地方自治体の防災・危機管理担当及び男女共同参画担当をはじめとする関連各部課が、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、「基本的な考え方」「平常時の備え」「初動段階」「避難生活」「復旧・復興」の各段階において取り組むべき事項を示しています。

7つの基本方針

- (1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- (2) 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- (3) 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- (4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- (5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- (6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- (7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

(4) 【国】性犯罪・性暴力対策の強化の方針〔2020年（令和2年）6月〕

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化する必要性を踏まえ、2017年（平成29年）に、性犯罪に関する刑法改正が行われました。

これを受け、法務省において、ワーキングチームが立ち上げられ、性犯罪の実態等に関する調査を行い、2020年（令和2年）3月にとりまとめが発表されました。併せて、「性犯罪に関する刑事法検討会」（有識者会議）が発足するとともに、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）の下、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」を立ち上げ、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が取りまとめられました。

誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要があることを自覚し、2020年度（令和2年度）から2022年度（令和4年度）までの3年間で「集中強化期間」とし、「被害申告・相談しやすい環境の整備」「切れ目のない手厚い被害者支援の確立」「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」等を柱としています。

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）	
性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度の3年間）	
刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処	<ul style="list-style-type: none"> ○「性犯罪に関する刑事法検討会」における検討 ○児童や障害者など被害者の事情聴取の在り方等の検討
性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的プログラムの拡充の検討 ○出所者情報の地方公共団体への提供 ○仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着等の検討
被害申告・相談しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○被害届の即時受理の徹底 ○二次的被害の防止（女性警察官の配置、研修） ○警察の性犯罪被害者相談支援 ○ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・全国共通短縮番号の導入、無料化の検討 ・SNS相談の通年実施の検討 ・夜間休日コールセンターの設置検討 ・センター等の増設の検討
切れ目のない手厚い被害者支援の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ワンストップ支援センターと病院等の関係機関の連携強化 ○中長期的な支援（トラウマ対応の専門職育成、福祉との連携） ○障害者や男性等の多様な被害者支援の充実
教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防	<ul style="list-style-type: none"> ○生命（いのち）の尊さを学ぶ教育、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育 <ul style="list-style-type: none"> ※「水着で隠れる部分」、SNSの危険、「デートDV」等 ○学校等の相談対応体制の強化 ○わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分（懲戒免職、告発、教員免許状の管理等の見直し） ○社会啓発（4月を若年層の性暴力予防月間など）
方針の確実な実行	<ul style="list-style-type: none"> ○7月に具体的な工程 ○毎年4月にフォローアップ ○性暴力の実態把握

出典：内閣府「共同参画 2020年7月号（No.135）」

(5) 【国】「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～(5次計画)」〔2020年(令和2年)12月閣議決定〕

「男女共同参画基本計画」は、「男女共同参画社会基本法」第13条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2000年(平成12年)に初めて策定され、5年ごとに見直しが行われています。

「5次計画」では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、女性に対するあらゆる暴力の根絶、貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重、生涯を通じた健康支援などを盛り込んでいます。

第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～

1 男女共同参画基本計画のめざすべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

2 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- (4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- (5) デジタル化社会への対応(Society5.0)
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- (7) 頻発する大規模災害
- (8) SDGsの達成に向けた世界的な潮流

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

3

新型コロナウイルスとジェンダー

2019年（令和元年）12月以降発生が報告された新型コロナウイルスの脅威は、私たちが暮らす社会や人々の行動、今後のまちづくりに大きな影響を及ぼしていますが、とりわけ女性を取り巻くさまざまな課題を浮き彫りにしています。海外では、早くからロックダウン（都市封鎖）などにより、女性へのDVの増加が深刻な問題として取り上げられていましたが、わが国でも例外ではありません。

国の「すべての女性が輝く社会づくり本部」〔2014年（平成26年）10月設置、本部長：内閣総理大臣〕では、例年「女性活躍加速のための重点方針」を決定していますが、2020年の方針では、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、外出自粛や休業等により、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映し、家事や子育て、介護等の家庭責任が女性に集中していること、生活不安・ストレスに起因するDV等の増加・深刻化、女性が多くを占める飲食、観光、サービス分野における雇用の危機などが指摘されています。

また、2020年（令和2年）11月には、内閣府に設置され、有識者で構成される「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」が緊急提言を行い、「新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性への影響が深刻であり、“女性不況”の様相が確認される」と指摘しています。とりわけ、10月の女性の自殺者数が879人と、前年同月と比べ413人増加し、6ヵ月連続の増加となるなど、極めて深刻な問題です。

他方、オンラインの活用による在宅勤務や、それによる業務の幅の広がりなどにより、ワーク・ライフ・バランスの推進や生産性の向上に資するものとして、働き方改革及び女性活躍の新たな可能性も指摘されているところです。

方針では、新型コロナウイルス感染症に起因する社会変革や人々の行動変容が生活に与える影響を考慮し、「新たな日常」の構築につながるよう、今後の事態を見極めながら、必要な取組の加速と柔軟な対応の必要性に言及しています。

女性活躍加速のための重点方針2020〔2020年（令和2年）7月〕

～新型コロナウイルス感染症拡大による女性への深刻な影響及び女性活躍の新たな可能性への対応～

<p>I 女性の活躍を支える 安全・安心な暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ● 困難を抱える女性への支援 ● 生涯を通じた女性の健康支援の強化 ● スポーツ参加の促進やスポーツ分野における男女共同参画の推進 ● 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組 	<p>II あらゆる分野における 女性の活躍</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男性の暮らし方・意識の変革 ● 女性活躍に資する多様な働き方の推進 ● 地域における女性活躍の推進 ● あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
<p>III 女性活躍のための基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際的な協調及び貢献等 ● 子育て・介護基盤の整備 ● 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための意識改革、理解の促進 ● 女性活躍の視点に立った制度等の整備 	

1. 就業面等

非労働力人口・完全失業者数の推移

- ✓ 非労働力人口は、男女とも2020年4月に大幅に増加。特に女性の増加幅が大きい。（男性：27万人増、女性：68万人増）その後、男女とも減少傾向にある。
- ✓ 完全失業者数は、男女とも2020年4月以降、増加傾向にある。

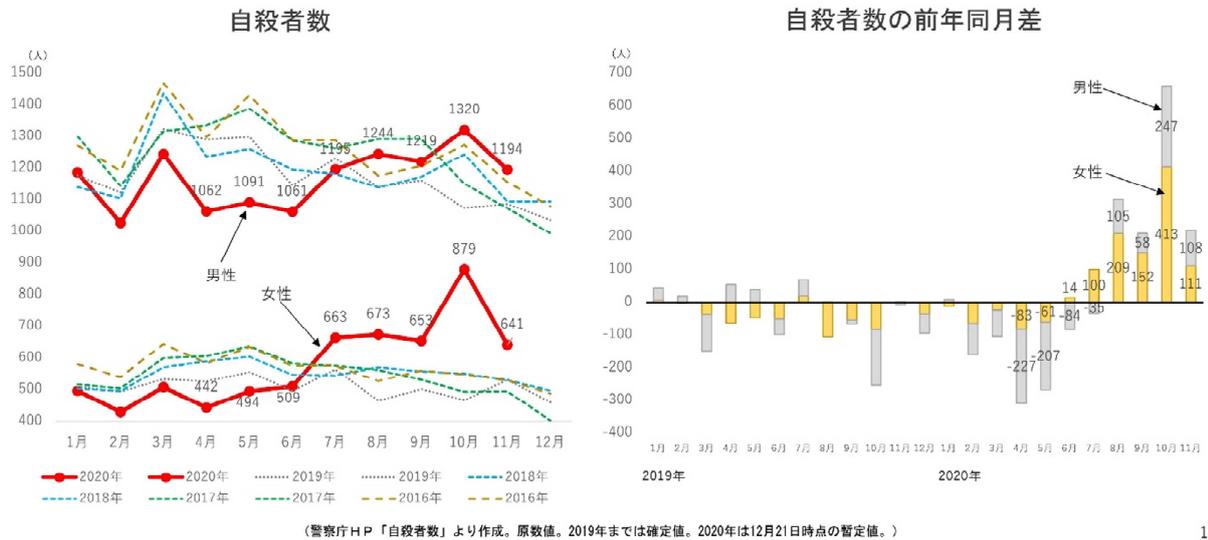


出典：内閣府男女共同参画局「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会（参考データ）」
〔2020年(令和2年)12月〕

3. 自殺者数の推移

自殺者数の推移

- ✓ 女性の自殺者数は、2020年10月は879人、対前年同月で413人増加。2020年11月は641人。対前年同月で6カ月連続の増加。



出典：内閣府男女共同参画局「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会（参考データ）」
〔2020年(令和2年)12月〕

4 男女平等から男女共同参画、そしてジェンダー平等へ

(1) 男女平等、男女共同参画

1946年（昭和21年）に日本国憲法が制定され、すべての国民は法の下に平等であり、性別によって、政治的、経済的、社会的関係で差別されないことと定められ、「男女平等」が保障されています。

日本国憲法（抜粋）

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

1999年（平成11年）には、こうした憲法に基づく男女平等を当然の前提とした上で、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

この法律は、現実の社会において、人々の意識の中に形成された固定的役割分担意識等からくる事実上の男女の格差の存在、特に国際的水準から見ても遅れている政策・方針決定過程への男女共同参画の現状など、さまざまな解決すべき多くの課題が残されていること、女性と男性が互いにその人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化など社会経済情勢の急速な変化に対応していく上でも極めて重要であること、などを背景とするもので、男女共同参画社会の形成に関する基本的理念とこれに基づく基本的な施策の枠組を定めることにより、社会のあらゆる分野において国、地方自治体及び国民の取組が総合的に推進することを目的としています。

男女共同参画社会基本法（抜粋）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

この法律において、“ジェンダー”という表現は、当時その考え方がまだ一般には理解されにくいという点もあり、用いられていませんが、第1条（男女の人権が尊重されることの緊要性を規定）、第3条（個人として能力を発揮する機会が確保されることという意味でジェンダーの問題意識が含まれている）、第4条（この規定全体にジェンダーの問題意識が込められている）、第5条（従来、女性が物事の決定過程になかなか参画できなかつたことを踏まえたもので、ジェンダーの問題意識を込めたものである）、第6条（固定的な役割分担のために女性に家事の負担が重く課せられているという現状を踏まえ基本理念を定めており、ジェンダーの問題意識を反映している）等に言及しています*。

*内閣府男女共同参画局 執務概要：衆議院・内閣委員会〔1999年（平成11年）6月8日〕での答弁

◇ジェンダー◇

生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習などに基づき、社会的・文化的に形成された性別のこと。

「ジェンダー平等」とは、誰もが性別に関わらず、人権が守られ、平等に機会を与えられること。

「ジェンダー主流化」とは、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、すべての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むことをいい、最近では、「ジェンダー投資」など、より多くの資金をジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた経済分野での積極的な動きも推進されています。

（2）持続可能な開発目標“SDGs” ～ジェンダー平等を実現しよう～

この間、多様な主体と連携し、国内外でジェンダー平等社会の実現に向けたさまざまな取組が行われる中、2015年（平成27年）9月、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標“SDGs（Sustainable Development Goals：エスディージーズ）”」が、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、全会一致で採択され、2030年（令和12年）を期限とする包括的な17の目標（ゴール）が設定されました。これらの目標はその対象を世界中のすべての主体としており、その達成に向けたプロセスにおいては、地方自治体も参加することが求められています。



そして、前文及び17のゴールの一つとして「目標5 ジェンダー平等を実現しよう：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」が掲げられていますが、これは、女性のエンパワーメントとジェンダー平等が持続可能な開発を促進する上で欠かせないことから、重要なテーマと考えられているためです。

国の「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」〔2016年（平成28年）5月設置、本部長：内閣総理大臣〕公表による「SDGsアクションプラン2018」〔2017年（平成29年）12月〕においても、3つ柱の一つとして、「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」が盛り込まれるとともに、「SDGsアクションプラン2020」〔2019年（令和元年）12月〕では、政府によるSDGsを推進するための主な取組の一つとして、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」が掲げられています。

他方、各国の社会進出における男女格差を示す指標である「ジェンダー・ギャップ指数」においては、2019年（令和元年）、日本はこれまでで過去最低の153か国中121位となり、意思決定への参画やリーダー層の男女比に課題があることから、政治や経済分野で女性が活躍する環境や制度を整えること、女性リーダーの起用促進に向けた支援等の重要性が指摘されています。

ジェンダー平等は、誰もが性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できるようにすることをめざすものであり、これまでの男女共同参画を否定するものではありません。めざすべきまちの姿の一つである“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）”の実現に向け、今後は、男女の性別に関わらず、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）も含めたジェンダー平等の視点と“多様性と包摂性のある社会”への共感を持つことが重要となります。

◇ジェンダー・ギャップ指数◇

世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表する各国の社会進出における男女格差を示す指標。「経済活動への参加と機会」（経済）、「政治への参加と権限」（政治）、「教育の到達度」（教育）、「健康と生存率」（健康）の4分野の14項目で、男女平等の度合いを指数化して順位を決めています。

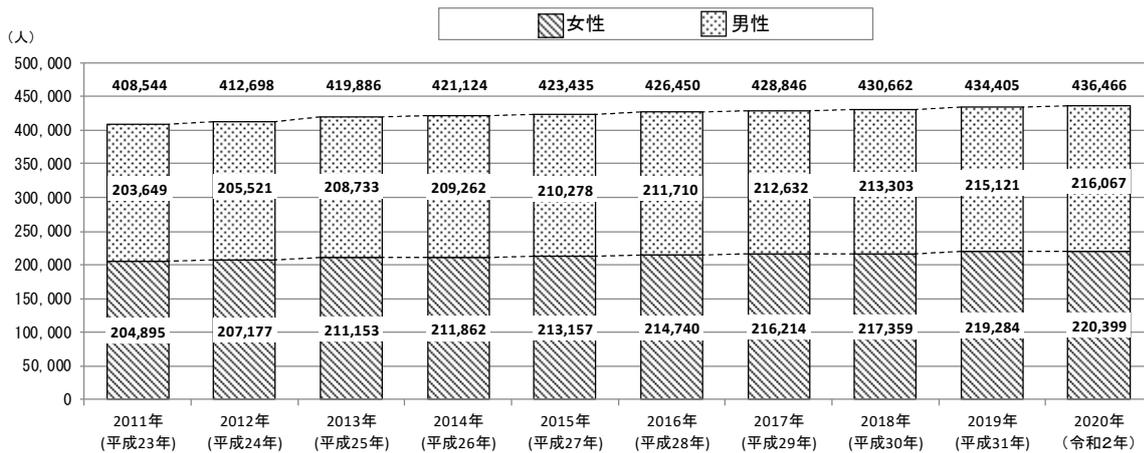
日本は、国会議員の男女比や女性閣僚の比率などから男女格差を測る「政治分野」と管理的職業従事者の男女比、同一労働における賃金の男女格差などから男女格差を測る「経済分野」の指数が低いことが順位を下げる大きな要因となっています。

5

藤沢市の現状

(1) 人口推移

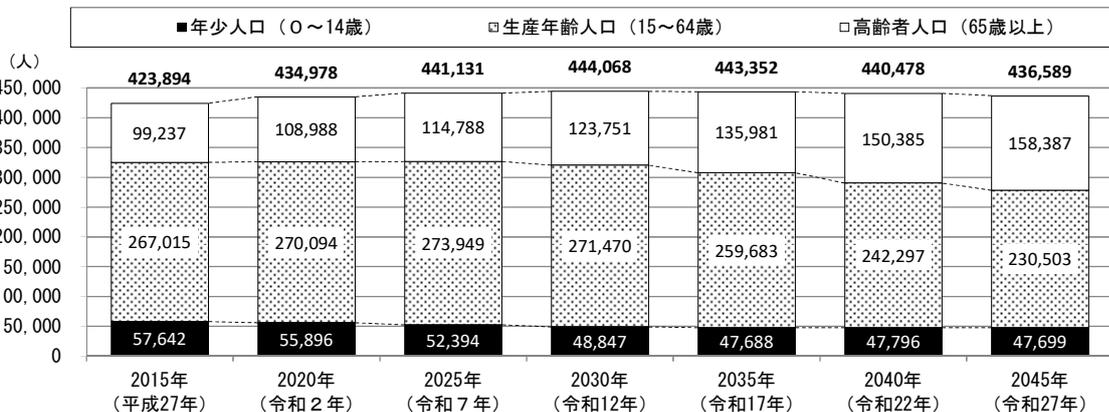
藤沢市の人口の推移は、増加傾向が続いており、2020年（令和2年）4月1日現在、436,466人となっています。男女比では、女性が男性を上回っています。



資料：藤沢市住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 将来人口推計（年齢3区分別）

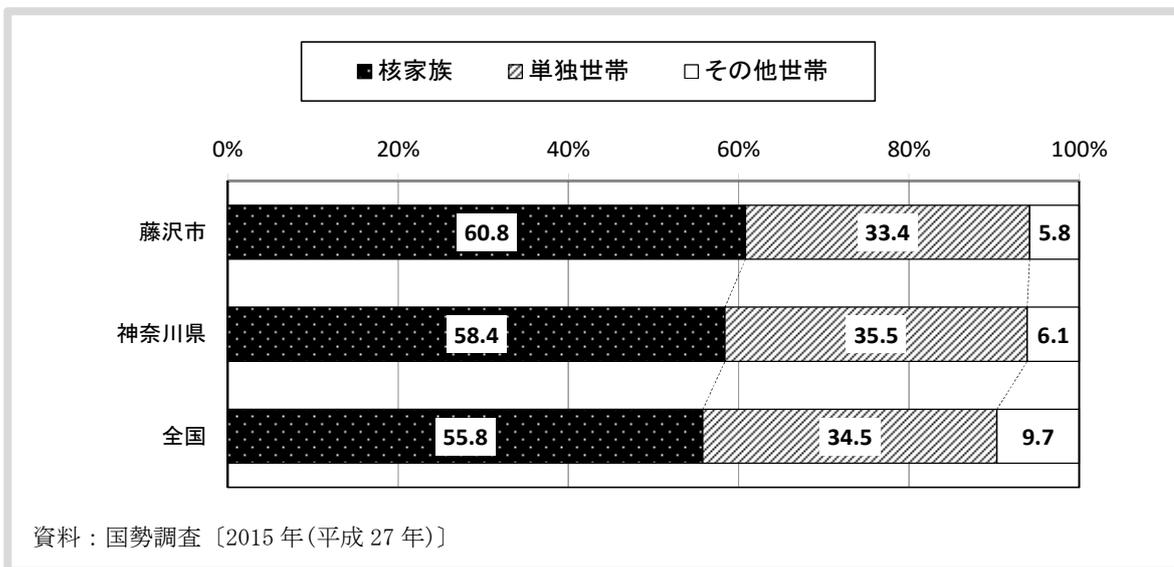
藤沢市の将来人口推計については、2030年（令和12年）にピークとなり、その後減少に転じる見込みです。年齢3区分別で見ると、年少人口（0～14歳）はおおむね減少傾向を見込んでいます。生産年齢人口（15～64歳）は2025年（令和7年）までは増加傾向を見込んでいますが、2030年（令和12年）以降は減少傾向を見込んでいます。高齢者人口（65歳以上）は増加傾向が継続する見込みです。



資料：藤沢市将来人口推計について／国勢調査〔2015年(平成27年)〕を基準とした推計値

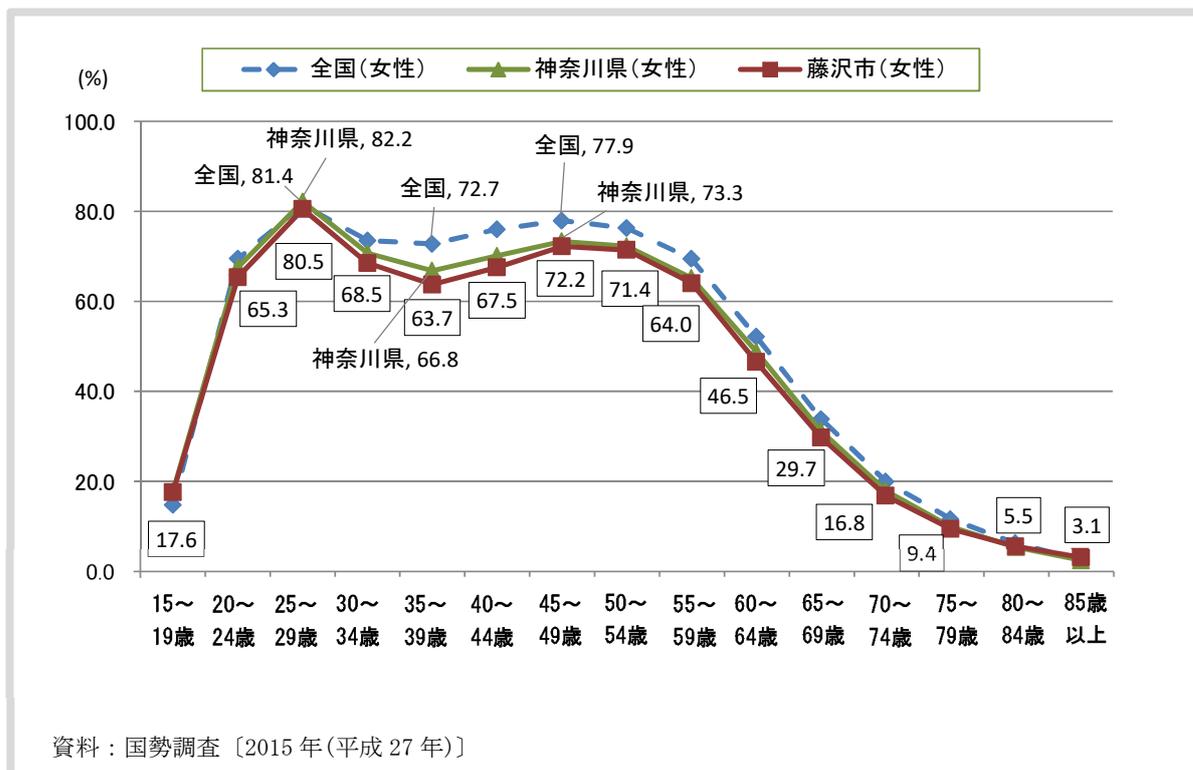
(3) 家族類型

藤沢市の家族類型は、核家族世帯が60.8%、単独世帯は33.4%となっており、神奈川県や全国と比較して核家族の割合が高くなっています。



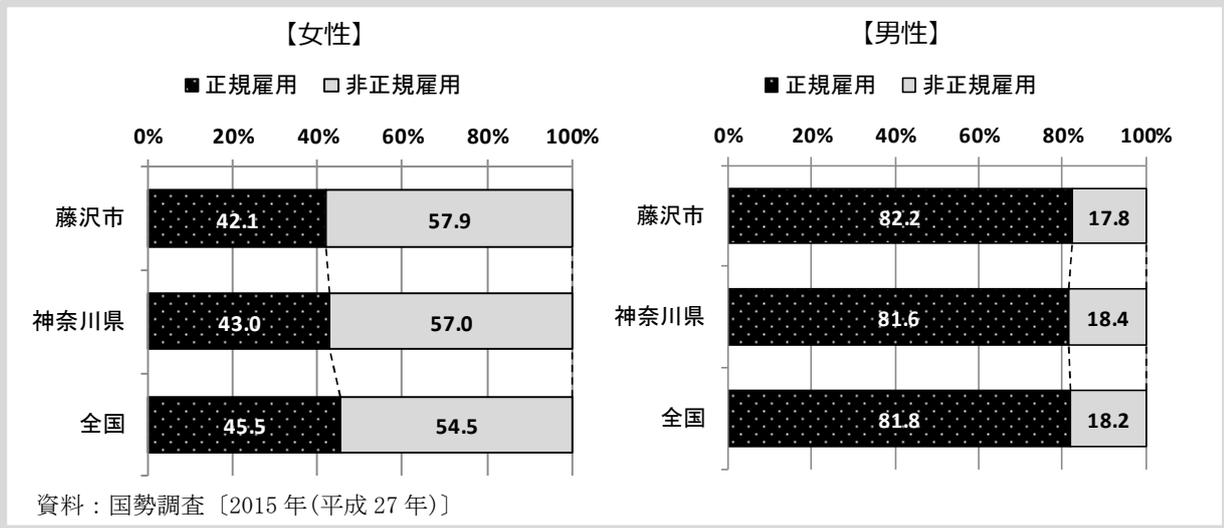
(4) 女性の労働力率

藤沢市の女性の労働力率を年齢5歳ごとにみると、30歳代で労働力率が大きく低下するいわゆるM字カーブとなっていますが、神奈川県と比較すると、大きな差異はみられませんが、全国と比較すると、M字の谷が深くなっています。



(5) 雇用形態

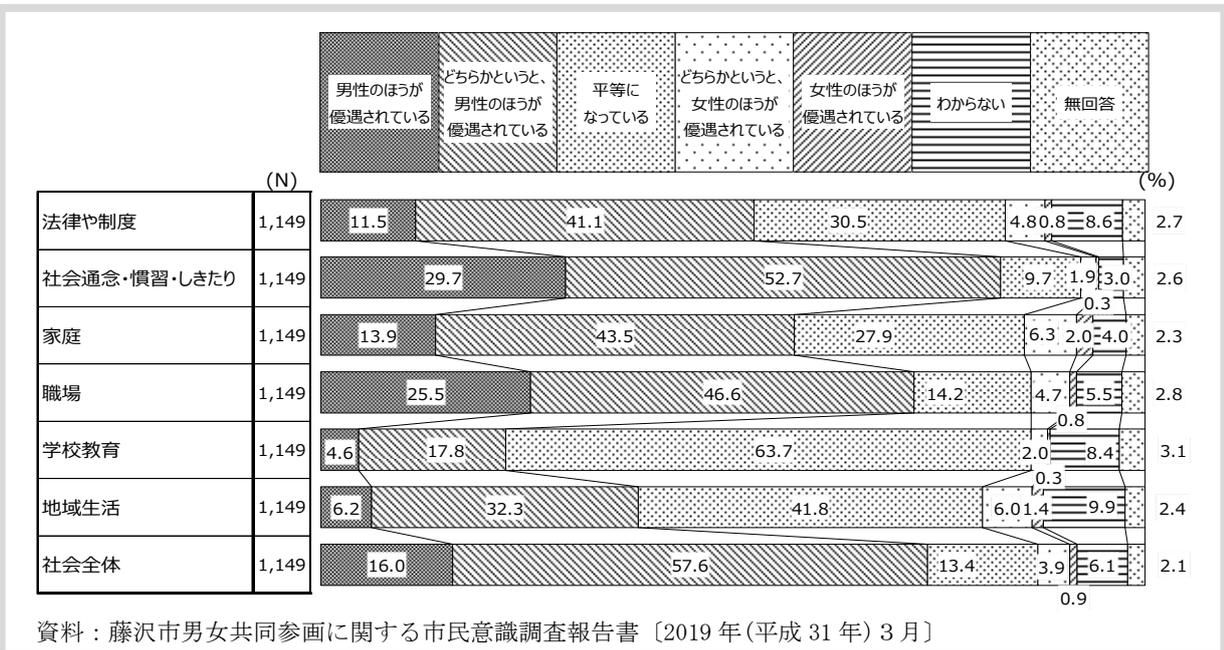
雇用形態は、藤沢市、神奈川県、全国いずれも男性では正規雇用が8割を超えているのに対し、女性では藤沢市で42.1%、神奈川県で43.0%、全国で45.5%となっています。



(6) 各分野における男女の地位・立場について

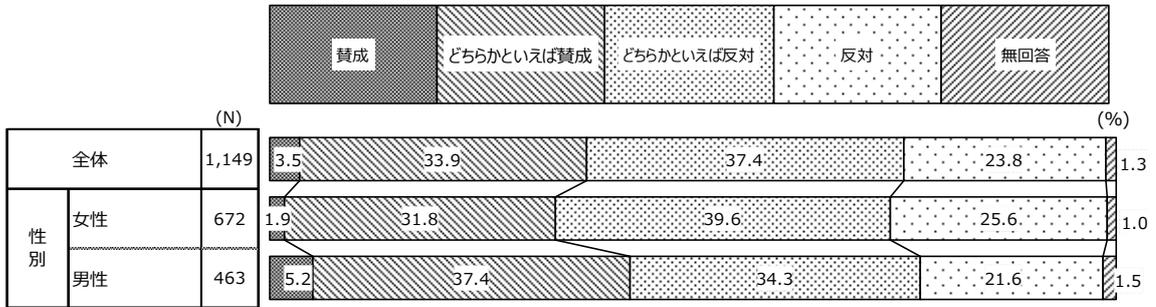
各分野における男女の地位の平等感は、「平等になっている」は『学校教育』が63.7%で最も高く、『地域生活』(41.8%)、『法律や制度』(30.5%)、『家庭』(27.9%)も高くなっています。

「男性のほうが優遇されている」と「どちらかという、男性のほうが優遇されている」の合計は、依然として『社会通念・慣習・しきたり』が82.4%、『社会全体』が73.6%、『職場』が72.1%で高くなっています。



(7) 性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）

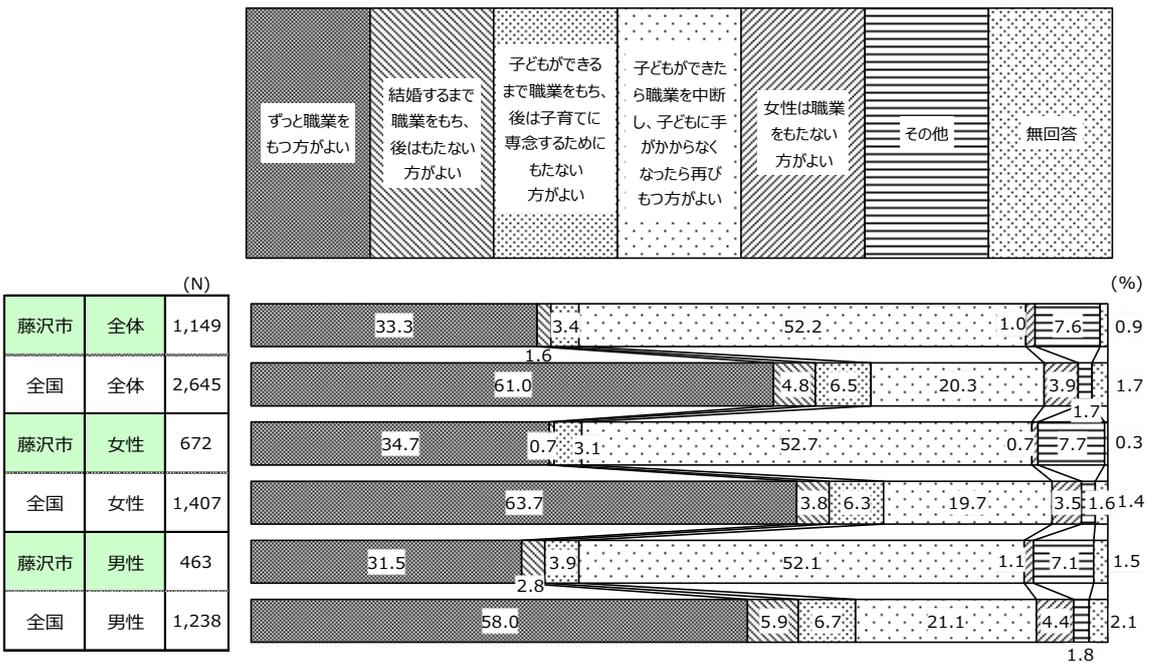
性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）は、「反対」「どちらかといえば反対」と考える人が61.2%で、「賛成」「どちらかといえば賛成」と考える人が37.4%であるのと比較すると、反対と考える人が23.8ポイント多くなっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

(8) 「女性が職業をもつこと」についての考え

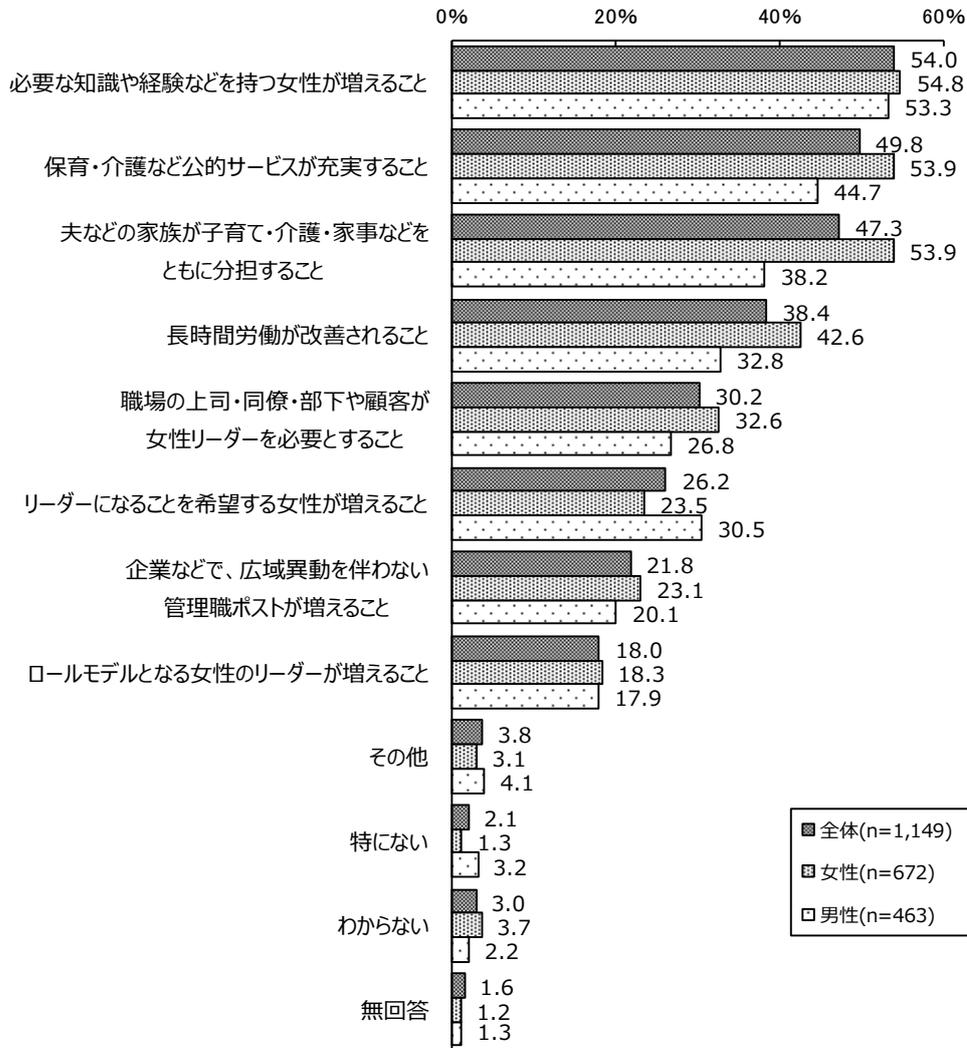
「女性が職業をもつこと」については、「子どもができたなら職業を中断し、子どもに手がからなくなったら再びもつ方がよい」という再就職型を考える人が52.2%で最も高く、全国の調査と比較すると、藤沢市が31.9ポイント高くなっています。一方、「ずっと職業をもつ方がよい」という就労継続型を考える人は33.3%で、全国の調査と比較すると、藤沢市が27.7ポイント低くなっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕
内閣府男女共同参画社会に関する世論調査〔2019年(令和元年)9月〕

(9) 女性の活躍を進めるために必要なこと

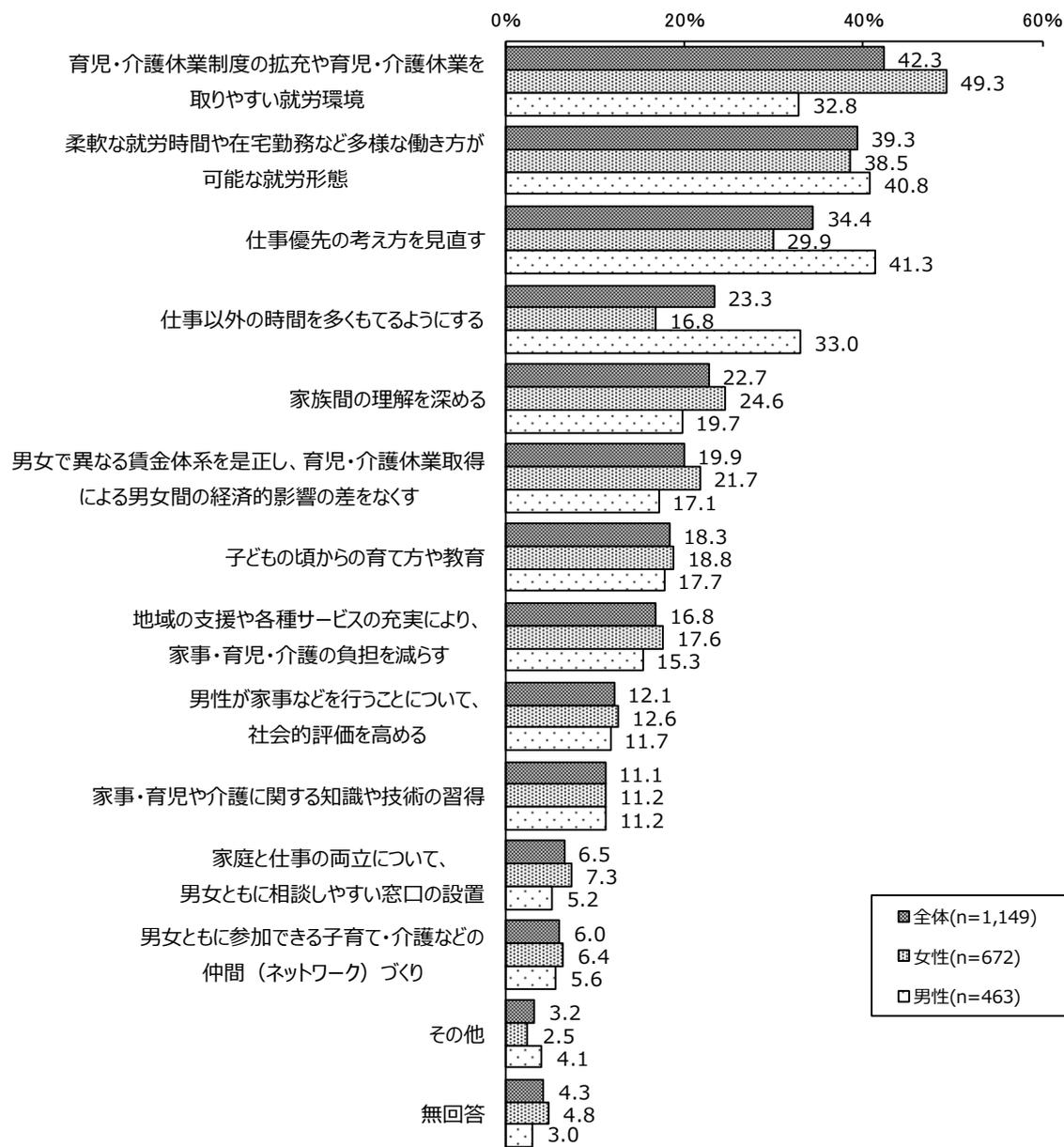
女性の活躍を進めるために必要なことは、「必要な知識や経験などを持つ女性が増えること」(54.0%)、「保育・介護など公的サービスが充実すること」(49.8%)、「夫などの家族が子育て・介護・家事などをともに分担すること」(47.3%)が50%前後で上位となっており、どれも女性が男性より高くなっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

(10) ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要だと思うこと

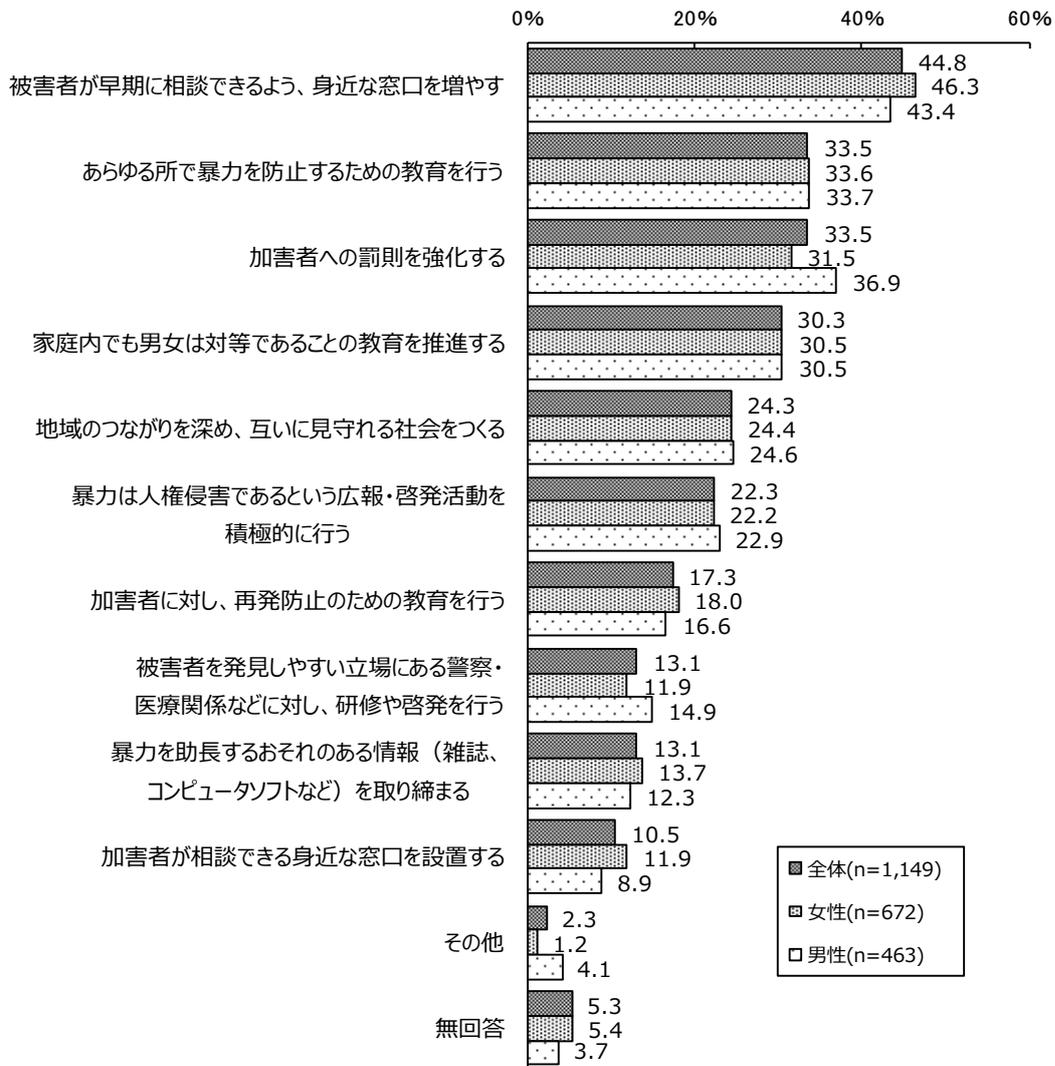
ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要だと思うことは、「育児・介護休業制度の拡充や育児・介護休業を取りやすい就労環境」が42.3%で最も高く、次いで「柔軟な就労時間や在宅勤務など多様な働き方が可能な就労形態」が39.3%、「仕事優先の考え方を見直す」が34.4%となっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

(11) DVを防ぐために重要だと思うこと

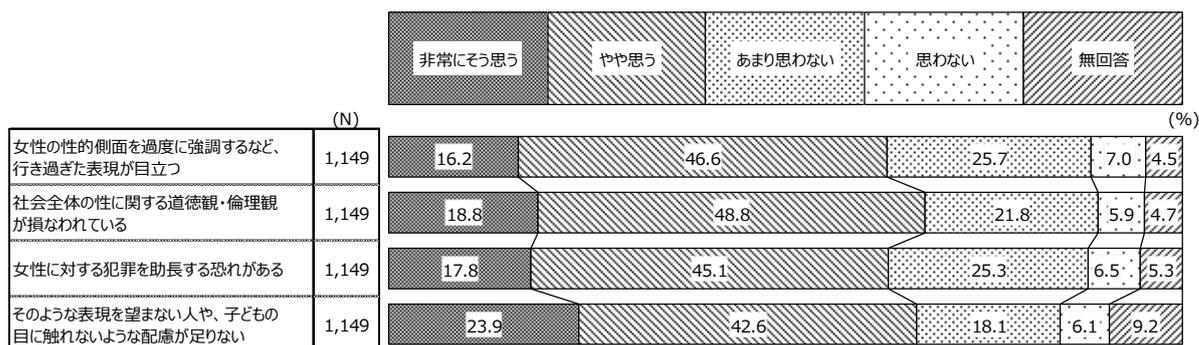
DVを防ぐために重要だと思うことは、「被害者が早期に相談できるよう、身近な窓口を増やす」が44.8%で最も高く、次いで「あらゆる所で暴力を防止するための教育を行う」、「加害者への罰則を強化する」がそれぞれ33.5%、「家庭内でも男女は対等であることの教育を推進する」が30.3%となっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

(12) メディアにおける性表現・暴力表現についての考え

メディアにおける性表現・暴力表現についての考えは、「非常にそう思う」と「やや思う」の合計は『女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ』(62.8%)、『社会全体の性に関する道德観・倫理観が損なわれている』(67.6%)、『女性に対する犯罪を助長する恐れがある』(62.9%)、『そのような表現を望まない人や、子どもの目に触れないような配慮が足りない』(66.5%)のすべてが6割以上と高く、全般的に否定的な様子がうかがえます。

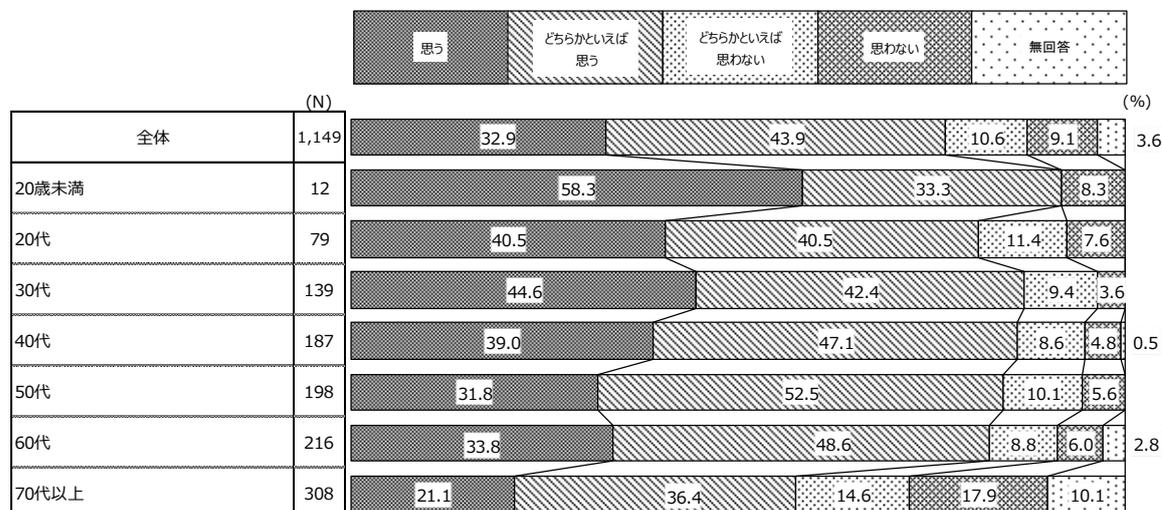


資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

(13) セクシュアルマイノリティの人にとって生活しづらい社会だと思うか

セクシュアルマイノリティの人にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思う人は「思う」(32.9%)と「どちらかといえば思う」(43.9%)を合わせると、全体の4分の3以上を占めています。

年代別で見ると、「思う」と「どちらかといえば思う」の合計は20代から60代が8割以上で、30代(87.0%)、40代(86.1%)でやや高くなっており、母数が少ないため参考値ではありますが、20歳未満でも「思う」が58.3%、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせると91.6%となっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

(14) セクシュアルマイノリティの人に対する偏見・差別をなくし、生活しやすくなるために必要な対策

セクシュアルマイノリティの人に対する偏見・差別をなくし、生活しやすくなるために必要な対策としては、「学校教育の中で、性の多様性について正しい知識を教える」が61.7%と特に高く、これに「法律等に、セクシュアルマイノリティの方々への偏見や差別解消への取り組みを明記する」が27.0%で続いています。

	N	学校教育の中で、性の多様性について正しい知識を教える	法律等に、セクシュアルマイノリティの方々への偏見や差別解消への取り組みを明記する	企業などが、働きやすい職場環境づくりの取り組みをする	生徒や市民への対応を想定し、小中高などの学校教員や行政職員への研修等を行う	相談窓口等を充実させ、周知する	行政が市民等へ周知啓発を行う	当事者や支援団体、行政等を交えた連絡、意見交換を行う	わからない	その他	無回答
全体	882	61.7	27.0	24.4	20.5	10.5	9.6	6.6	7.8	2.3	1.4
20歳未満	11	63.6	36.4	45.5	18.2	9.1	-	-	9.1	-	-
20代	64	65.6	32.8	31.3	25.0	1.6	6.3	9.4	4.7	3.1	1.6
30代	121	63.6	24.8	24.8	24.0	4.1	6.6	3.3	8.3	5.8	0.8
40代	161	64.0	24.8	26.1	24.2	7.5	11.2	5.6	7.5	2.5	-
50代	167	58.1	34.1	25.7	15.0	9.6	4.2	5.4	10.2	3.0	0.6
60代	178	64.6	27.0	24.2	23.6	11.2	11.2	9.0	6.7	-	-
70代以上	177	57.6	20.9	16.9	15.8	21.5	15.8	7.9	7.9	1.1	5.1

資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

◇セクシュアルマイノリティ◇

からだの性と性自認が異なる人、性的指向が同性（あるいは両性）に向いている人などを、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）と呼ぶことがあります。また、セクシュアルマイノリティを表すことばとして、LGBT等があります。LGBTはレズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字を組み合わせたものです。

その他にも、恋愛感情や性愛の感情を抱かないアセクシュアル、自身の性別や性的指向を分類できないと考えるクエスチョニングや、身体的に男女の区別をつけにくいインターセックス、性自認を男女のいずれかと認識しないXジェンダーなど、多彩なセクシュアリティが存在します。

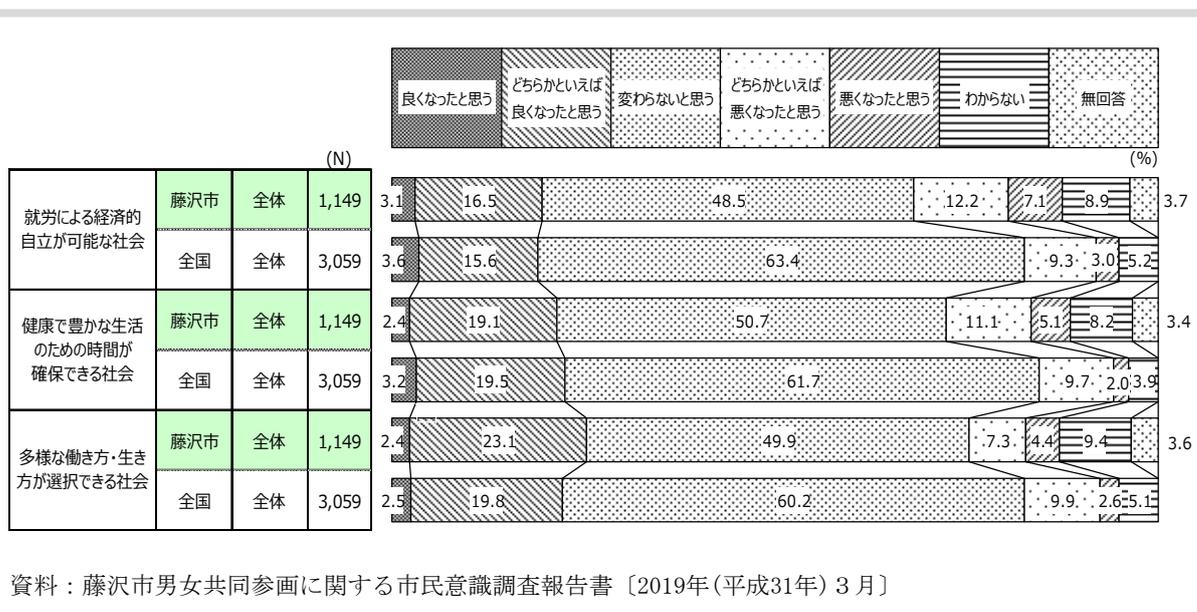
(15) 生活や身の回りの環境の5年前との比較

国では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会」について、『就労による経済的自立が可能な社会』、『健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会』、『多様な働き方・生き方が選択できる社会』の3つの項目を掲げています。

『就労による経済的自立が可能な社会』は藤沢市、全国とも「変わらないと思う」の割合が高く、藤沢市 48.5%、全国 63.4%で藤沢市が 14.9 ポイント低くなっています。「良くなったと思う」「どちらかといえば良くなったと思う」の合計（以下「良くなった（計）」という。）は、藤沢市、全国ともほとんど差はありません。「悪くなったと思う」「どちらかといえば悪くなったと思う」の合計（以下「悪くなった（計）」という。）は、全国 12.3%に対し、藤沢市は 19.3%で 7.0 ポイント高くなっています。

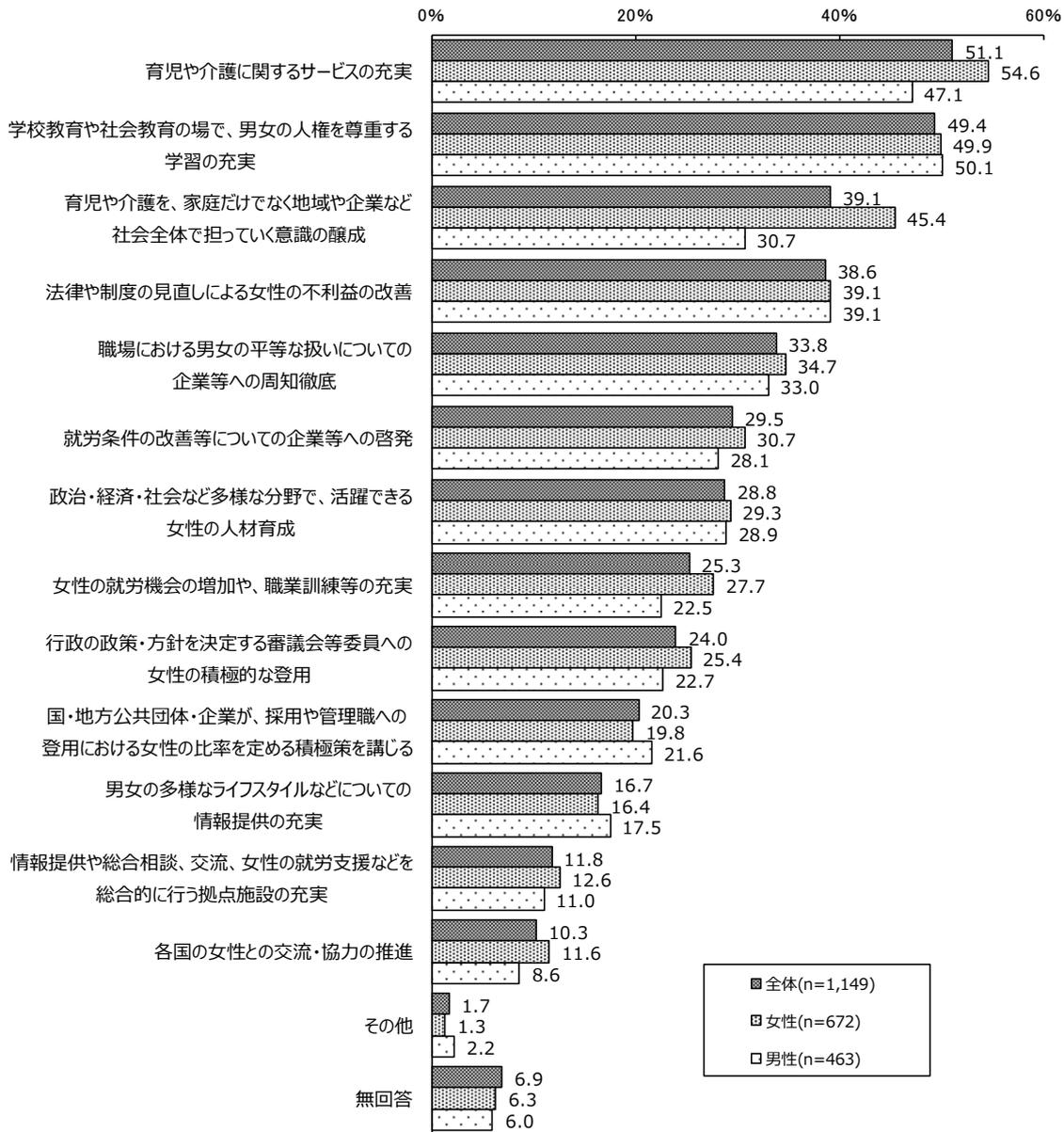
『健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会』は藤沢市、全国とも「変わらないと思う」の割合が高く、藤沢市 50.7%、全国 61.7%で藤沢市が 11.0 ポイント低くなっています。「良くなった（計）」は藤沢市、全国ともほとんど差はありません。「悪くなった（計）」は全国 11.7%に対し藤沢市は 16.2%で 4.5 ポイント高くなっています。

『多様な働き方・生き方が選択できる社会』も同様に「変わらないと思う」の割合が高く、藤沢市 49.9%、全国 60.2%で藤沢市が 10.3 ポイント低くなっています。「良くなった（計）」は藤沢市 25.5%、全国 22.3%で藤沢市が 3.2 ポイント高くなっています。「悪くなった（計）」は藤沢市、全国ともほとんど差はありません。



(16) 男女共同参画社会を実現していくために行政に望むこと

男女共同参画社会を実現していくために行政に望むことは、「育児や介護に関するサービスの充実」が51.1%で最も高く、次いで「学校教育や社会教育の場で、男女の人権を尊重する学習の充実」が49.4%となっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕